

二、日給者に對して五十錢宛増給せられ度事。

理 由

技工の大部分は請取者であるが約二十名は日給者である（最低二圓三十錢最高二圓六十錢）けれども一ヶ月二日公休があり且月收の割は身元保證金として差引かれるので平均收入は無缺勤の場合で五十八圓に過ぎない。物價騰貴の場合相當の技術を有する三越技工として月五十八圓の收入は不當であり生活費に足らぬ、依て日給者に對して五十錢宛の増給を要求するのである。

三、從來積立てたる身元保證金三百圓の半額を拂戻され度事。

理 由

從來技工は入職の月より月收の割を三百圓に充つる迄身元保證金として工賃より差引かれて居る。今年は閑散の爲め技工一同收入減少で年末が苦しいから應急の策として此保證金の半額を拂戻され度いと云ふのである。

四、退職の場合は五十圓の割合を以て退職手當を給與せられ度事。

理 由

從來退職手當は内規によつて支出しつゝありと重役は聲明するけれども一昨年來十年前後勤続した技工十數名の退職手當の支給を受けた者はない職工として非常な不安を感じるから此際一ヶ年五

十圓の割合を以て支給する様に計られ度いと云ふのである。

技工團は廿日此要求を高橋主任に致すとともに、回答期日を廿一日と指定したり。

▲技工全部の解雇

上述四ヶ條の要求に對し、高橋主任は本店に到り、倉知専務を初め常任幹部の意見を請ふところあり、要求條件の追加されしこと、團體交渉なること等幹部として好ましからざる事なると共に、保證日給、退職給與金、積立金拂下げ等、店内服務規律の根本に關するところなるため事は三越四千の使傭人に關する問題として、重大案件なりとされ、懲戒の意味の下に一先づ全部を解雇するに決したり此解雇處分に出でしまでには三越側にも違算あるを免れざりき、違算の「は、技工團の結果と持久力に對する誤解にして、一度解雇せば技工側の意氣必ずや沮喪し、自然崩潰して復歸者續出すべしと信じたること其一なり、假令工場を閉鎖するも、之は丸の内別館の問題にして、本館は何等の煩ひをも受けざるべしとせること其二なり。

廿一日午前十一時、高橋、中島正副主任は四階に技工全部を呼び寄せ、要求四ヶ條の容れ難きことを説述したる後、團體的要求の不穩當を責めて總てを解雇すべきを申渡したり、高橋主任は此解雇を申渡す一方、徒弟等が技工に捨鉢的煽動を受けん事を恐れ三階作業室裏木戸に錠を落し本店警防班